

農地法第3条の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山鹿市農業委員会会長 殿

<譲渡人>

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

<譲受人>

住所 〇〇市××町××番地

氏名 株式会社 ××

代表取締役 ×× ××

下記農地(採草放牧地)について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権 ( ) } を { 設定 (期間 年間)  
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所 (電話番号)	設立国	在留資格等
譲渡人・貸人	〇〇 〇〇	90	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地 (TEL )		
譲受人・借人	株式会社×× 代表取締役×× ××	—	農業	〇〇市××町××番地 (TEL )	日本	

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	対価、賃料等の額 (円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
山鹿市〇〇町×番1	田	田	3,000	300万	〇〇 〇〇		
山鹿市〇〇町×番2	田	田	2,500	250万	〇〇 〇〇		
				[ 100万 /10a ]	[ ]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

・所有権移転 ( 売買 ・ 贈与 ・ 交換 ) 移転の時期： 農業委員会許可日以降
・賃貸借権設定・使用貸借権設定 期間： 年 ( . . . ~ . . . まで )
権利設定の時期：

代行申請者	連絡先(電話番号)

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期滞在者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地	自作地	20,000	20,000	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	—	—	—	—	

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地以外の土地	借入地	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	—	—	—	—	

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物	<b>水稻</b>	-	-	-	-	-	-	
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )	<b>25,500</b>	-	-	-	-	-	-	-

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
		確保しているもの	<b>所有</b>	<b>30ps 1台</b>	<b>6条 2台</b>	<b>6条 1台</b>
リース						
導入予定のもの	所有					
(資金繰りについて)	リース					

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他 ( )

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： <b>5</b> (農作業経験の状況： <b>20年以上の農作業経験あり(水稻)</b> )
	増員予定： <b>なし</b> (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： <b>2</b> (農作業経験の状況： <b>未定(収穫時に毎年募集)</b> )
	増員予定： <b>なし</b> (農作業経験の状況：)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

**会社事務所から徒歩で約 15 分**

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 その法人の構成員等の状況

**別紙のとおり。**

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

	(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名	(2) 年齢	(3) 主たる職業	(4) 権利取得者との関係	年間の農作業従事日数
①	<b>記載不要</b>				
②					
③					
④					

<農地法第3条第2項第5号関係>

- 5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。
- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ )
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

**購入する田はこれまでも水田として利用されており、所有権移転後も同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。  
また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。**

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

**地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。**

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	千円 6,700	千円 200
2年前(実績)	6,800	200
1年前(実績)	7,200	200
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800	200
2年目(見込み)	7,900	200
3年目(見込み)	7,900	200

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
鹿本 太郎	山鹿市〇〇	日本		40			300	300	後期・代掻き、 田植え及び稲刈り・脱穀
鹿本 一男	山鹿市〇〇	日本	30	所有権	10,000	300	300		
菊鹿 一郎	山鹿市〇〇町△△	日本	20			300	300		

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9/10

その法人の行う農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)に必要な年間労働日数：300日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

100

関連事業者の議決権の割合

1/10

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合委員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
					鹿本 太郎	山鹿市〇〇	日本	
鹿本 一男	山鹿市〇〇	日本		取締役	300	300	250	250
菊鹿 一郎	山鹿市〇〇町△△	日本		取締役	300	300	250	250

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
					鹿北 次郎	山鹿市□□	日本	
鹿央 花子	山鹿市△△	日本		経理課長	200	200	60	60

2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期滞在者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつてはその設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
  
- 3 「1-2 売上高」の「農業」の欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
  
- 4 「2 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
  
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。